

令和8年1月26日からの豪雪により被災した住宅の リフォーム支援事業について



雪害に遭われたかたは、大館市住宅リフォーム支援事業補助金の「被災者支援」メニューが利用できます。

【補助率 ・ 補助上限額 ： 工事費の10% ・ 上限10万円】

△ 注意事項 △

- ◆ り災証明書（危機管理課が発行する、住家に被害を受けたことを証明する書類）が必要です。
- ◆ 工事費が30万円以上の工事に補助しています。
- ◆ 施工業者は、市内の事業者でないと補助対象になりません。
- ◆ 工事前の写真がなければ、補助を受けることができません。
- ◆ 補助の対象となるのは、雪害にあった部分の復旧工事だけです。

※ 最近リフォーム支援事業補助金の交付を受けたかたも利用できます。

※ 被害を受けた部分以外にも修繕したい箇所がある場合などは、被災者支援ではないメニューの方がより補助額が高くなる場合がありますので、着工前に必ずご相談ください。

※ 6月30日受付分までは、住宅と同一敷地内にある別棟の車庫や小屋も対象となります。（7月1日以降は対象外となります）

<お問い合わせ>

大館市役所 建築住宅課（比内総合支所 1階）

TEL：0186-43-7083（直通） メール：kentiku@city.odate.lg.jp